

令和4年1月

国 税 庁

令和3年分の路線価等の補正（7月～12月分）に係る対応について

- 1 路線価及び評価倍率（以下「路線価等」といいます。）は、1月1日を評価時点として、1年間の地価変動などを考慮し、地価公示価格等を基にした価格（時価）の80%程度を目途に評価しています。

令和3年分の路線価等は、令和3年7月1日（木）に国税庁ホームページで公開しましたが、その際、「年の途中で大幅に地価が下落した地域が確認された場合には、令和2年分と同様、路線価等の補正を行うことを検討」する旨を発表しました。

- 2 令和3年7月から12月分までの路線価等の補正の要否については、令和4年地価公示の状況や外部専門機関による地価動向調査結果を踏まえ、令和4年4月に公表することを予定していますのでお知らせいたします。

（注1）令和3年1月から6月分までについては、令和3年10月28日（木）に路線価等の補正は行わない旨を公表しました。

（注2）今後、路線価等の補正を要することとなった場合で、その発表前に令和3年分の贈与税の申告を行い、前記補正の発表を受けて改めて計算した結果、納付すべき税額が過大であったことが判明したときは、「更正の請求」により税額の減額を請求することができます。